

広島県告示第六百六十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第六項並びに第八条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成二十三年七月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

長楽寺二丁目一（五六〇五） 地区	区域の名称	土砂災害警戒区域	告示番号	平成十八年広島県告示第四十三号
			所在地	広島県広島市安佐南区長楽寺二丁目地内
急傾斜地の崩壊 地区	の自然の土 種現な砂 類象る害	土砂災害特別警戒区域		
長楽寺二丁目一（五六〇五） 地区	区域の名称		の自然の土 種現な砂 類象る害	